

「中国専利法改正案(全人代草案)に関する委託調査研究」に係る委託先の公募について

平成 20 年 9 月 10 日

日本機械輸出組合

通商・投資グループ

1. 調査目的

中国では、第 11 期中国全国人民代表大会（全人代）常務委員会第 4 回会議で、「中華人民共和国専利法改正案（草案）」に対する初回審議が行われた。今回の中国専利法改正案草案と草案の説明を中国人大網上で公布し、パブリックコメントを募集している。意見提出は中国語のみで、社会各層の人々が直接中国人大網（www.npc.gov.cn）にアクセスして意見を提出でき、また全国人民代表大会常務委員会法制工作委员会（北京市西交民巷 23 号、郵便番号：100805、封筒に専利法改正案草案意見募集稿と注記）に意見を直接送付することもできる。意見募集期間は 2008 年 10 月 10 日までとなっている。

本調査研究では、中国語で公表されている「中華人民共和国専利法改正案（草案）」を日本語に翻訳し、同草案の内容を分析するとともに、当組合知的財産権問題専門委員会において同草案の規定が日本企業にとってどのように影響するかを検討し、改善して欲しい点があれば要望書を中国語で作成し、全国人民代表大会常務委員会法制工作委员会に 2008 年 10 月 10 日までに提出する。

2. 調査研究内容

(1) 委託内容

- ①中国語で公表されている「中華人民共和国専利法改正案（草案）」全文を日本語に翻訳する。
- ②当組合知的財産権問題専門委員会において、「中華人民共和国専利法改正案（草案）」について審議し、問題点を検討、指摘する。
- ③当組合知的財産権問題専門委員会から寄せられた「中華人民共和国専利法改正案（草案）」に対する意見を取りまとめ意見書を作成する。
- ④取りまとめた意見書を中国語に翻訳し、日本機械輸出組合に提出する。

3. 審査基準

- ・ 申請者は本事業を遂行するために必要な知識やノウハウを有していること。
- ・ 提案内容(企画案)が本事業の目的と合致し、具体的な方法が明記されていること。
- ・ 提案内容は、調査目的を満たし、かつ、経済性に優れていること。
- ・ 実施体制、実施スケジュール、見積明細等が明確になっており、かつ、事業を効率的に実施できる体制にあること。

4. 委託契約の条件

- ・ 委託金額 : 上限 525,000 円(消費税含む)
- ・ 契約期間 : 契約締結日から平成 20 年 10 月 10 日まで
- ・ 提出物 : 提出物は基本的に電子データで提供

5. 応募資格

次の要件を全て満たす法人または個人とする。

- ・ 弁護士資格を有し中国知的財産法に係わる業務を行っていること、中国知的財産訴訟に係わる豊富な経験を有すること。
- ・ 当該事業に関するノウハウと調査実績等を有し、かつ、事業の達成に必要な組織体制を有していること。
- ・ 当該事業を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有し、かつ、十分な管理能力を有していること。
- ・ 日本機械輸出組合が提示する委託契約書の内容に同意できること。

6. 公募期間

平成 20 年 9 月 10 日～9 月 17 日(期限内に必着のこと)

7. 応募方法

応募書類(応募書類・企画書)をダウンロード(WORD 形式は[こちら](#)、PDF 形式は[こちら](#))し、必要事項をご記入の上、以下の添付資料とともに E メール又は郵送して下さい。

応募内容についてヒアリングをさせて頂くことがあります。なお、受理した書類は返却できませんのでご了承下さい(提出された応募書類については、当組合の規定により個人情報及び機密の保持に十分配慮します)。提出された本書類の作成費用は支給されません。

(添付する資料)

企業あるいは個人概要、調査・研究実績、経歴等(HP に掲載されている場合は、同 HP の URL)

8. 審査結果

平成 20 年 9 月 18 日(予定) HP で公表するとともに、応募者全員に通知します。

9・申請書類の提出先及び問合せ先

〒105-0011 東京都港区芝公園 3-5-8 機械振興会館 401 号室

担当:通商・投資グループ 江川育美

Eメール: egawa@jmcti.or.jp

TEL: 03-3431-9348

FAX: 03-3436-6455

以上